

学 事 第 2 1 1 1 号  
令和 2 年 (2020 年) 2 月 4 日

各私立学校設置者  
各私立幼稚園長  
各私立学校長 様  
各私立専修・各種学校長

北海道総務部法務・法人局学事課長

新型コロナウイルス感染症の最新情報について（通知）

このことについて、別添のとおり文部科学省から通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、次のとおり新型コロナウイルス感染症の最新情報をお知らせいたしますので、内容を確認の上、適切に対応するようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、関連ホームページで最新の情報収集に努め、必要に応じて、児童生徒、保護者及び教職員等に周知をさせていただきますようお願いいたします。

記

- 1 世界保健機関（WHO）の緊急委員会は、1月31日、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表し、同日、外務省により中国湖北省以外の地域についても、「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。」に引き上げられました（中国湖北省全域はレベル 3）。
- 2 令和 2 年（2020 年）1 月 29 日付け学事第 2079 号「新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた学校保健安全法上の対応について」にてお知らせしていた、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令については、令和 2 年（2020 年）2 月 1 日に施行されました。これにより、2 月 1 日以降、各学校（各種学校を含まない。）の校長は、当該感染症にかかっている又はかかっている疑いのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に定める第一種感染症として、治癒するまで出席を停止させることができます。
- 3 関連情報ホームページ
  - 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)
  - 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）  
[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
  - 中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
  - 海外安全ホームページ（外務省ホームページ）  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo\\_2020T014.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T014.html#ad-image-0)

企画幼稚園グループ  
中高専修学校グループ